

運 営 規 程

社会福祉法人みさかえ学園

障害者支援施設みさかえ学園

社会福祉法人 みさかえ学園

指定障害者支援施設 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みさかえ学園（以下「事業者」という。）が設置するみさかえ学園（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(施設の運営方針)

- 第2条 事業者は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護及びその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。
- 2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業者は、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 障害福祉サービスを行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みさかえ学園
- (2) 所在地 鹿児島県南さつま市金峰町高橋3075番地39

(実施する障害福祉サービスの種類)

第4条 事業者が実施する障害福祉サービスは、次のとおりとする。

- (1) 生活介護
- (2) 施設入所支援
- (3) 短期入所

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障害福祉サービスの実施に関し、施設の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令等を行う。

(2) サービス管理責任者 1名 (兼務)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理等を行う。

(3) 看護師 1名 (兼務)

看護師は、利用者の看護及び利用者と従業者の健康管理等を担当する。

(4) 生活支援員 常勤換算で●●名以上 (兼務)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関すること等に従事する。

(5) 職業指導員 1名以上 (兼務)

職業指導員は、生産活動の実施や施設内授産の指導を通して一般就労等に向けた知識・能力の向上を図るよう支援等を行う。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1名 (兼務)

管理栄養士又は栄養士は、利用者の健康状態及び嗜好にあった適切な献立の作成と調理の実技並びに食品の発注、検収及び保管を行うとともに、食品衛生管理の責任者として調理員等の指導にあたる。

(7) 事務員 1名以上 (兼務)

事務員は、利用者の入退所に関する手続き及び各支援サービス利用に関すること並びに相談・苦情受付を始めとする総務、経理全般を担当する。

(障害福祉サービスの営業日、営業時間及び送迎等)

第6条 施設入所支援を除く障害福祉サービスの営業日、営業時間及び送迎等は、次のとおりとする。

(1) 生活介護

(ア) 営業日 月曜日から日曜日までを原則とする。ただし、8月13日から8月15日まで並びに12月31日から1月3日までを除くものとするが、行事等開催するときは、休日の日でも営業日とすることがある。詳細については営業カレンダーで定めるものとする。

(イ) 営業時間 午前10時から午後4時までを原則とする。

(ウ) 送迎 自主通所を原則とする。

(2) 短期入所

(ア) 営業日及び営業時間 原則として、常時利用可能とする。

(イ) 送迎 送迎は原則として行わないものとする。

(障害福祉サービスの種類ごとの定員)

第7条 障害福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

(1) 生活介護 定員 ●●名

(2) 施設入所支援 定員 ●●名

(3) 短期入所 定員 ●●名

(利用者に提供する障害福祉サービスの種類ごとの内容)

第8条 事業者が、利用者に提供する障害福祉サービスの種類ごとの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活介護

常に介護を必要とする利用者に、主として昼間、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力向上のための必要な援助を行う。

(2) 施設入所支援

主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うとともに、施設入所支援以外の生活介護及び就労移行支援を行う。

(3) 短期入所

障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする利用者が、可能な限り地域における生活が継続できることを念頭において、短期的な施設利用を提供して、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助及び日中活動並びに宿泊に必要な支援を行う。

(提供する障害福祉サービスの種類ごとに、主たる対象とする障害の種類)

第9条 事業者が、利用者に提供する障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

(1) 生活介護 知的障害者、

(2) 施設入所支援 知的障害者

(3) 短期入所 知的障害児、知的障害者

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業者は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第11条 事業者は、短期入所を除く障害福祉サービスを提供するときは、当該障害福祉サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定障害福祉サービスの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載するものとし、事業者は、障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

2 事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合には援護の実施者たる市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第12条 事業者は、正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、連絡調整及び要請等に対する協力)

第13条 事業者は、障害福祉サービスの利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 事業者は、障害福祉サービスの利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。また、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、利用申込者の援護の実施者たる市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第15条 事業者は、障害福祉サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 事業者は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第17条 事業者は、障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(居住地変更が見込まれる者への対応)

第18条 事業者は、利用者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該利用者の居住地の市町村に連絡するものとする。

(サービスの提供の記録)

第19条 事業者は、障害福祉サービスを提供した際は、当該障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該障害福祉サービスの提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者等から受領する費用及びその額)

第20条 事業者は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額を受け取るものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費、特例介護給付費又は特別額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受け取るものとする。この場合、提供した障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を

記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第21条 事業者は、障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用について利用者に重要事項説明書等により説明し、同意を得た場合は当該利用者からの支払いを支給決定障害者等から受けることができるものとする。

(1) 施設入所支援

(ア) 食事の提供に係る費用及び光熱水費

①食費 日額合計 1,430 円

1食につき朝食 320 円、昼食 530 円、夕食 530 円、おやつ 50 円

②光熱水費 日額 325 円

(イ) 日用品費・日常生活諸経費 実費

(ウ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(2) 生活介護

(ア) 食事の提供に係る費用及び光熱水費

①昼食等 昼食 530 円、おやつ 50 円

②光熱水費 日額 100 円

(イ) 日用品費・日常生活諸経費 実費

(ウ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

(3) 短期入所

(ア) 食事の提供に係る費用及び光熱水費

①食費 日額合計 1,430 円

1食につき朝食 320 円、昼食 530 円、夕食 530 円、おやつ 50 円

②光熱費 日額 100 円

(イ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

(利用者負担額等に係る管理)

第22条 事業者は、利用者が同一の月に他の障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該障害福祉サービスの状況

を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 3 費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第23条 事業者は、法定代理受領により市町村から障害福祉サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第24条 サービス利用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に施設に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(施設サービス計画の作成等)

第25条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、施設サービス計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設サービス計画の作成に係る会議を開催し、前項に規定する施設サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(相談及び援助)

第26条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

- 2 事業者は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(介 護)

第27条 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護技術をもって行うものとする。

- 2 事業者は、介護を行うにあたっては、常に1人以上の生活支援員を介護に従事するものとする。
- 3 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(訓 練)

第28条 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な訓練技術をもって行うものとする。

- 2 事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活が営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業者は、訓練を行うにあたっては、常に1人以上の生活支援員を訓練に従事するものとする。
- 4 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

(食 事)

第29条 事業者は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。

- 2 事業者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第30条 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、必要に応じて利用者の同意を得て代わって行うものとし、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。また、利用者の外出の機会を可能な限り確保するよう努めることとする。

(健康管理)

第31条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第32条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第33条 施設の従業員は、現に障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第34条 事業者は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第35条 事業者は、障害福祉サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第36条 事業者は、障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止のための措置)

第37条 事業者は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第38条 事業者は、利用者に対し、適切な障害福祉サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第39条 事業者は、提供する障害福祉サービスの定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第40条 事業者は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。また、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(協力医療機関等)

第41条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関（及び協力歯科医療機関）を定める。

協力医療機関名 加藤小児科・内科（小児科・内科）

こだま病院（精神科）

協力歯科医療機関 中村歯科医院

(掲 示)

第42条 事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

- 第43条 施設の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 施設の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

- 第44条 事業者は、当該施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、施設が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合はその内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

- 第45条 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者等に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

- 第46条 事業者は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(地域との連携等)

- 第47条 事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業者は、その運営にあたっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第48条 事業者は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業者は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

1 平成25年4月1日一部改正

1 平成27年4月1日一部改正